

5

平成 26 年度

証券ゼミナール大会

第 3 テーマ B ブロック

中小企業における資金調達の方策について

10

高崎経済大学 阿部ゼミナール 日向班

15

20

25

平成 26 年度 証券ゼミナール大会

第 3 テーマ

「中小企業における資金調達の方策について」

目次

5		
	<u>序章</u>	P.3
	<u>第 1 章 中小企業の定義と役割</u>	P.4
10	<u>第 2 章 中小企業金融の現状と課題</u>	P.5
	2-1 現在の中小企業金融	
	2-2 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律	
	2-3 企業の主な資金調達手段	
	2-4 市場型間接金融の課題	
15		
	<u>第 3 章 中小企業支援政策の現状・金融政策の影響</u>	P.16
	3-1 中小企業支援政策	
	3-2 中小企業の税制上の優遇措置	
	3-3 金融政策	
20	3-4 消費税と法人税	
	<u>第 4 章 直接金融の拡充と信用力増強についての提言</u>	P.27
	4-1 エンジェル税制の拡充	
	4-2 信用力増強についての提言	
25		
	<u>終章</u>	P.39
	<u>参考文献</u>	P.39
30		

序章

2008年に起きたリーマンショックにより発した金融危機の影響から、金融機関はリスクを控えた安定的な貸出を行うようになり、その結果中小企業は資金繰りが困難となった。これを受け政府は、中小企業が資金調達を行いやすくさせるため「中小企業等に対する金融円滑化のために関する法律(金融円滑化法)」を打ち出した。この結果企業の倒産件数は減少するなどの成果を上げたが金融円滑化法は2013年の3月に終了したため、資金調達が再び困難になるのではないかと危惧されている。近年の中小企業倒産件数を見ると2011年は12,687件、2012年は12,077件、2013年は10,848件であり金融円滑化法が終了した2013年においても減少を続けていることから、現状では同法の終了による情勢の悪化はないものと考えられる。これは金融円滑化法の事後措置的役割を担う金融庁の「中小企業円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針」などが影響していると推測されるが、金融円滑化法終了からの期間が短いこともあり企業全体の趨勢を判断するには尚早である。また、アベノミクスの「第3の矢」である成長戦略に伴い、2014年4月1日から消費税が増税され、10%に増税する際には法人税を減税することが検討されている。この政策が中小企業に与える影響も検討していかなければならない。なぜなら、日本における中小企業は総企業の約99%を占めており、従業員の雇用数においては全体の約7割を占めるなど日本の社会構造において重要な役割を担っている。したがって今後も中小企業が資金調達を円滑に行える方策を考える必要がある。

本論文では、第1章で中小企業の定義と役割について、第2章では中小企業金融の現状と課題について述べていく。次に、第3章では、中小企業支援政策の現状と金融政策の影響を言及し、第4章では、2、3章から考えられることを基に今後の中小企業金融の今後のあり方について提言していく。

第1章 中小企業の定義と役割

中小企業は、中小企業基本法第2条より以下のように定義されている。

図表 1 中小企業の定義

中小企業基本法の定義				法人税法 による 定義
中小企業者			うち 小規模 事業者	
業種	資本金	従業員	従業員	資本金
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下	1億円 以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下	
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下	
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下	

出典：中小企業庁より筆者作成

- 5 中小企業はその規模の小ささから小回りのきく事業を展開しやすく、消費者の多様なニーズにこたえる存在として機能している。またその数の多さからも中小企業は日本経済にとって重要な存在であるといえる。そのような中小企業が日本経済において担う役割は中小企業庁によると以下の4つが挙げられている。
- 10 ①「市場競争の苗床」
- 中小企業は参入障壁がない市場へ展開する傾向があり、そのような市場においては多数の企業が存在することとなる。中小企業は経営資源を集中的に運用し、他社との差別化を図り独自性を作り出さなければ存続が難しいため競争がより激しくなる。その結果、能力の高い企業が生き残ることとなり、企業の新陳代謝が促進される。
- 15 ②「イノベーションの担い手」
- 中小企業は大企業に比べて経営組織がコンパクトである。したがって経営者が方針策定から現場での創意工夫までリーダーシップをとることができる。日常生活でひらめいたアイディアの商品化や現場での創意工夫による生産工程の
- 20 改善など継続的な研究開発活動以外の創意工夫の役割が大きい。また大企業に比べて特許権よりも実用新案権を有している傾向がある。これは中小企業が大企業に比べて身近なアイディアを商品化している傾向を示唆するものと考えら

れる。

(1)ニッチ市場におけるイノベーションの担い手となっている。市場が成熟し高度化、情報化されるにつれてニーズが多様化してきたことを背景に、より専門性が求められている。そこで中小企業では特定分野での専門知識や、他社にはない技術を生かすことで多様なニーズやニッチ市場に対応して、迅速かつ機動的に多様な財・サービスを提供し、新たな業態を生み出していく。

(2)迅速かつ機動的な財・サービスや対応するためにも中小企業が大企業の「イコールパートナー」になる必要がある。最終製品の加工・組立てと販売を行う大企業と、経営資源となる部品や素材の製造に当たる中小企業との効率的なネットワーク分業体制を構築していく。

③「魅力ある就業機会創出の担い手」

労働市場との関係は、大企業を中心とした企業の雇用慣行によってもたらされる変化により、受動的な立場となることが中小企業は多い。そのため、労働市場のミスマッチへの対応をなしている。また、人口が減少する社会の変化の中で、若年者、女性、中高齢者のいずれについても、さらに、少子化・人口減少対策の上で大切な出産・育児と就業との両立など、生活サイクルの変化による要請についても、中小企業は自営業の形態を含め、多様な就業機会を提供し得る存在である。また、ベンチャー企業や企業の規模拡大といった、創業や成長によっても新たな就業機会を与えている。

④「地域経済社会発展の担い手」

事業展開が小さいため、中小企業は地域社会に根付いた経営を行う傾向にある。経営の範囲が大企業に比べ小さく、商業などでは顧客は地域住民が中心となる。そのため地域向けの製商品を販売するといった経営戦略がとられやすく、大企業では対応することが困難なニーズにこたえることで地産地消の構造が作られ、地域の経済を賑わす一翼を担っている。またそのような企業が従業員やアルバイトとして雇用の機会を提供し、地域において雇用の場を創出するため中小企業は地域経済社会において重要な役割を担っているといえる。

第2章 中小企業金融の現状と課題

2-1 現在の中小企業金融

2-1-1 規模の経済性と情報の非対称性

中小企業金融の特徴として、規模の経済性と情報の非対称性が挙げられる。規模の経済性とは、銀行融資であれば融資金額が大きくなればなるほど融資を
5 実行するために必要な審査費用などの単位当たり貸出コストが低下することである。主なコストとしては、借入金を返済できる能力があるかどうか審査する
審査コスト、借り手の状況に変化がないか監視する監視コスト、現時点の情報を
10 収集・分析することで将来時点の予測精度を高める調査コストなどが挙げられる。審査コスト、監視コスト、調査コストは専門的な知識が必要であり多大なコストがかかるため、貸し手は1件当たりの融資金額が大きな借り手、つまり大企業を優先しがちである。以上のように規模の経済性が発揮される状況下では、相対的に必要資金が小額な中小企業に対する融資が行われにくくなる。

金融取引を行おうとする際に、資金需要者は自らが実行しようとしているプロジェクトについて専門的な知識・情報を有しているのに対し、資金供給者は知識・情報が少ない。また融資後は、貸し手が企業の情報を得るためには企業の
15 監視を行う必要があるが、それによって必ずしも適切に評価できるとは限らない。つまり、資金を借りる際のきっかけとなる情報や、融資後における企業の情報は需要者が情報優位者となり供給者が情報劣位者となる。このような情報に格差がある状態を情報の非対称性という。また情報の非対称性には、逆選択とモラルハザードといった二つの問題が存在する。

貸し手が効用を高めるためには金利を上げる必要がある。しかし金利が上昇するほど、安定性を持つが収益の低いプロジェクトをもつ企業は、金利が高いが故に借入を諦めてしまう。その結果、借り手側にはリスクの高い企業だけが残り、本来ならば融資を行うべきではない信用力のない企業に対して貸出が行われてしまう。このように逆選択とは、資金供給者が資金需要者の情報を持た
25 ないがため、どのような企業か判断できず、高収入をもたらす可能性があるがリスクも高いプロジェクトを持っている企業に対しての貸出が行われやすくなる問題である。

情報の非対称性が存在している場合、企業が金融取引で得た資金をどのように使用しているかについて貸し手が常に監視をすることは困難である。そのため、貸し手の知らぬ間に借り手が管理を怠ることでプロジェクトが失敗し、資
30

金の返済が行われぬ可能性がある。モラルハザードとはこのように、情報劣位者が情報優位者の行動を監視できない状態を利用し、注意を散漫にすることで情報劣位者の利益を害してしまう問題である。

5 2-1-2 情報の非対称性の軽減方策

情報の非対称性を軽減するための方策として現状では以下のような対策が挙げられている。

図表 2 情報の非対称性を軽減する方策表

	借り手	貸し手
逆選択	シグナル	信用割当
モラルハザード	ディスクロージャー	モニタリング

10 出典：前田拓生 「熟経済下における日本金融のあり方ー「豊かさ」を実感できる社会のためにー」(2013)より筆者作成

① シグナル

15 金融取引において貸し手は借り手が信用力のない場合、資金は提供しないことが多い。そのため、借り手は貸し手に対して必ず返済するというシグナルを送る必要がある。典型的なシグナルが「担保」である。中小企業は大企業と比べ、信用力の低さから担保を求められることが多く今までは不動産を担保として提供してきた。最近では動産担保融資の考え方が広まりつつあり、不動産に対し比較的用意しやすいことから、活用する企業が増えている。

20 ② 信用割当

高い金利を設定すると逆選択をしてしまう可能性が増加するため、あえて金利を低くすることで信用できる企業を多く募るというものである。その上で、企業それぞれを調査・吟味して貸出先を絞り込み、適切な企業を判断していくという考えである。

25 ③ ディスクロージャー

貸し手が疑惑を持ってしまうと融資が円滑に行われにくくなるため、借り手が貸し手のモニタリングに対して協力し、かつ自らが情報をディスクローズす

ること。東京商工リサーチによる「資金調達に関する実態調査」(2007)によると、中小企業の多くが決算書を取引先の金融機関に対して提供しているが、年次報告書、事業計画、リスク情報の提供は決算書に比べて行われていない。

④ モニタリング

- 5 貸出を行った後も借り手がどのように行動するかを把握し、返済が可能であるかを見極める方法のことをさす。相手の行動を逐一観察・監視することが単純かつ効果的なやり方であるが、現実的には対象とする企業が多い金融機関にとっては困難な方法である。銀行ならば借り手の預金口座を管理しているため、
- 10 金庫・組合等の金融機関は、その地域の企業との繋がりが深くなりやすいため、比較的モニタリングを正確に行いやすい。

2-1-3 貸し渋りと貸し剥がし

- 15 金融市場が不安定な時、金融機関は安全性を確保するため企業に対し、貸し渋りや貸し剥がしを行うことがある。貸し渋りとは、銀行が企業から融資を申し込まれた際に融資することを渋ることである。つまり、融資を断る行為となる。それに対して貸し剥がしは銀行が既に融資しているお金を期限前に企業から返済してもらおうことである。貸し渋りと違い貸し剥がしは銀行が依頼する立場となる。しかし、企業が簡単に依頼を断れる訳ではない。実際には、融資が
- 20 行われる際に結ばれる契約書の中にある、期限の利益の喪失を盾に強制的に貸し剥がしが行われる。このような行為は資金調達を金融機関からの借入に依存する企業にとっては致命的であり、結果として企業は運転資金が用意できず倒産することとなる。

- 25 貸し渋りや貸し剥がしが世間から注目されたのはバブル崩壊後の1990年代半ば以降である。巨額の不良債権を抱えた銀行などがBIS規制によって定められた自己資本比率を保つために積極的に貸し渋り・貸し剥がしが行われた。これにより資金繰りの悪化による企業の連鎖倒産が相次ぎ、大きな社会問題となった。近年ではリーマンショックにより再び貸し渋り・貸し剥がしが目立つようになった。そこで政府は臨時措置を打ち出し、金融機関に努力義務を設ける
- 30 ことで中小企業金融を円滑化しようとした。

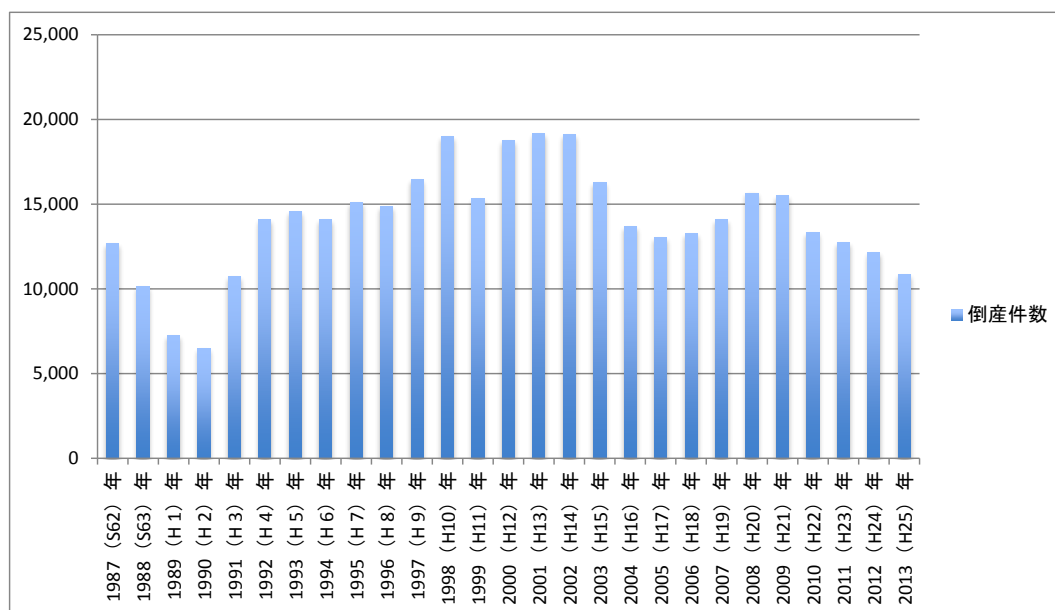
2-2 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律

2-2-1 企業倒産件数と臨時措置

バブル崩壊以降の景気後退により企業倒産件数は年々増加し、この傾向は2000年代初期まで続いた。中期には回復傾向にあったが2008年に起きたリーマンショックを契機とする世界的金融危機の影響を受け、再び企業の経営状態が悪化し倒産件数は増加するようになった。特に中小企業では金融機関の貸し渋り等の行動によって資金繰りの悪化が問題となっていた。これを受け政府は支援のため「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下、「金融円滑化法」という。)を制定した。その内容は、中小企業や住宅ローンの借り手の申し込みに対し、できる限り貸付条件の変更等を行うよう金融機関に努力を課すものであり、負債の返済、安定した生活のための資金調達を円滑化することを目的としたものである。

金融円滑化法は2009年12月に施行され、二度の期限延長を経て2013年3月末に期限切れとなった。企業倒産件数の推移を見ると施行後の2010年以降は倒産件数が減少傾向にあることから、同法が影響を与え、倒産を防ぐ効果を発揮したと考えられる。

図表3 全国企業倒産状況



20 出典：東京商工リサーチ 全国企業倒産状況より筆者作成

金融円滑化法の終了に伴い再び金融機関からの融資が困難になるといった懸念があったが、金融円滑化法の事後措置的存在として金融庁が「中小企業円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針」を定め、今後も金融機関の検査・監督を継続し円滑な資金供給を促すことや、金融機関の多くが同法の終了後においても従来通りの対応を行うと表明していることから急激に資金繰りが悪化することはないものと推測される。また数値から見ても2013年の倒産件数は、前年比10.5%と減少を続けていることから、継続して企業全体の資金繰りの安定化が図られていることが窺える。このような事例から金融円滑化法施行以降は、企業における資金繰りの環境は安定化が図られ、金融危機直後の状態と比較すると改善されたといえる。

2-2-2 小規模・零細企業における金融円滑化法

企業全体の倒産件数が減少している一方で、小規模・零細企業では、実質的な金融支援の継続が成された2013年度において倒産件数が増加している。東京商工リサーチによると、2013年度の金融円滑化法に基づく貸し付け条件変更後の倒産件数は435件となり前年度より42.6%増で推移した。従業員数別では、10人未満の企業が242件倒産し、倒産件数全体の過半数を占める結果となった。これは金融円滑化法により資金調達は可能になったものの、経営の改善を行えなかった企業が倒産したためであると推測される。

このように金融円滑化法は企業全体における倒産件数を抑える影響を与えたと同時に、経営の悪化により本来ならば淘汰される状態にあった企業を延命させるといった悪影響も与えたと考えられる。

2-3 企業の主な資金調達手段

25

図表4 資金調達方法

内部資金		内部保留、減価償却費
外部資金	直接金融	株式、社債、商業紙（CP）
	間接金融	借入金
	企業間信用	支払手形、買掛金

出典：筆者作成

一般的に企業の資金調達手段は上記のように分類される。内部資金は企業の事業活動の成果として発生するものであるため、資金が必要な時に調達することができない。そのため、企業の主な資金調達手段は外部資金となる。外部資金は、赤字主体と黒字主体の間で直接的に金融取引が行われる直接金融と、赤字主体と黒字主体の間に金融機関が仲介し、間接的に取引を行う間接金融に分類される。企業間信用は取引上の買掛金や支払手形があり、支払の猶予が設けられている。

2-3-1 間接金融（金融機関借入）

10 中小企業の資金調達を見ると、大企業と比較して借入金に依存していることが分かる。中小企業は金融機関取引において情報の非対称性という問題を抱えている。情報の非対称性を緩和すべく、金融庁は2003年3月に「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を計画した。リレーションシップバンキング(地域密着型金融)(以下、「リレバン」という。)

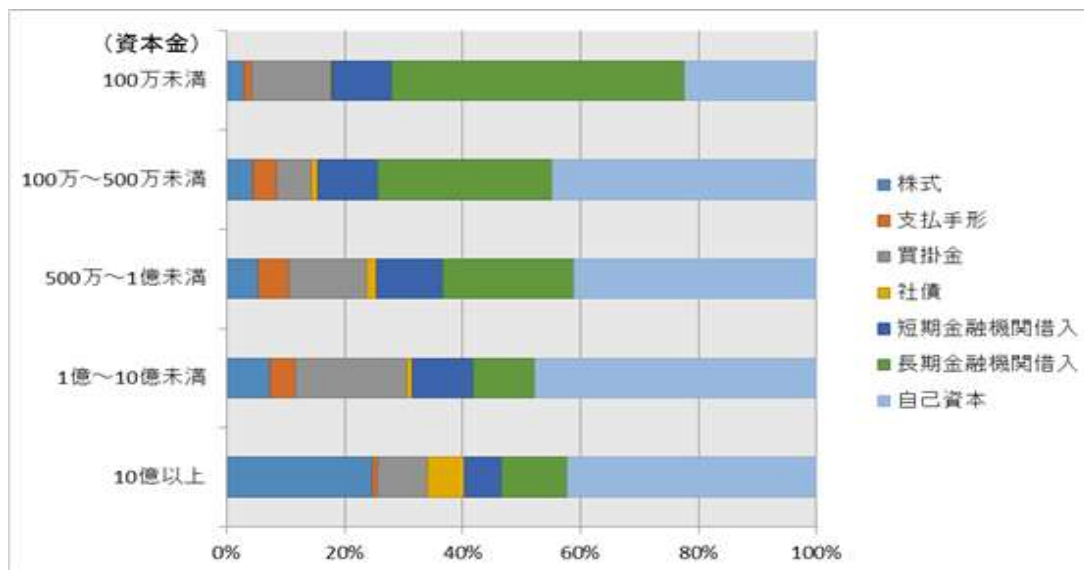
15 とは地域に根付いた金融機関が借り手に対して積極的に審査やモニタリングを行うことで、長期的に借り手の情報を蓄積していき、その情報を頼りに融資を行っていくモデルである。リレバンには長期的取引によって金融機関のモニタリングコストを緩和することができるといったメリットも存在する。しかし融資判断のスピードが劣る、他の金融機関からの借入がしづらくなるといったデメリットも存在する。

20

25

30

図表 5 資本金別企業の資金調達比較



出典：財務省 「法人企業統計」平成 25 年度より筆者作成

5 2-3-2 直接金融

直接金融は有価証券を発行して投資家から資金を調達する方法であり、主に株式、社債の発行がある。ここでは株式、社債、コマーシャルペーパー(CP)について触れ、直接金融の現状を述べる。

① 株式

- 10 株式は株式会社であれば発行することが可能である。元本の返済義務がなく、比較的容易に発行でき証券取引所に上場している企業であれば多数の株主から投資をしてもらうことが可能である。しかし中小企業の株式の発行をする際は上場している大企業と比較してディスクロージャーが不十分、信用力が低いといった点で調達が困難である。現在、ジャスダックやマザーズでは上場基準を
- 15 大きく緩和されたことで、中小企業も新規株式発行が徐々に増加している。

② 社債

- 社債も株式同様、直接的に資金調達を行う方法の 1 つである。社債の代表的なものとして普通社債(公募債)が挙げられる。普通社債は一般的な社債で発行する際は格付け機関による格付けを獲得する必要がある。私募債とは少数特定の投資家に発行するものである。私募債は公募債と比較して有価証券報告書を
- 20 提出する必要がない、格付けを取得する必要がないといったメリットがあり、

発行が容易であると言える。

私募債には銀行引受私募債と少人数私募債がある。銀行引受私募債(プロ私募債)は適格機関投資家のみを対象にしている。主に銀行に対して発行されるため、多額の資金を調達することができる、信用力を確保することができる。しかし

5 手数料が高く、財務代理人手数料、引受手数料を支払う必要があり、業績が悪化した場合、私募債によって資金調達を再び行うことが難しいといったデメリットが存在する。

少人数私募債とは 50 名未満、縁故者や会社の関係者のみを対象に発行される。少人数私募債は自社で運営管理をするので、通常社債を発行するために設置しなくてはならない社債管理会社が不要であるためコストがかからない、利率や償還期限を自由に設定することができる、ディスクロージャーの義務がないというメリットがある。一方デメリットとして縁故者のみの募集であるため資金調達に限度がある、徹底的な財務管理を自社で行わなければならないという点がある。

10

中小企業は信用力という点で格付け機関からの評価が低いため、格付けを参考にして投資行動を決定する投資家からも評価が厳しい。したがって中小企業が社債によって資金調達をすることは困難であると考ええる。

15

③ コマーシャル・ペーパー(CP)

コマーシャル・ペーパーとは、企業が無担保の短期資金調達手段として発行する約束手形の 1 つである。2003 年に電子 CP の発行も始まり、入金までにかかる日数が短縮され、調達が容易になり短期的取引になった。その結果、審査にかける時間も短縮し、情報量が欠ける中小企業よりも優良企業への投資が先行される。社債と同様、信用力という点で CP での調達は有効な手段ではないと考える。

20

以上から直接金融による中小企業の資金調達は実質的には困難であり、金融機関の借入に依存している要因の 1 つでもある。規模が小さく経営状況の変化が大きいこと、また大企業と比較して財務諸表の内容が劣っている、企業情報に信憑性がないといった理由から中小企業は信頼性の確保が必要といえる。

25

30 2-4 市場型間接金融の課題

間接金融では金融機関だけが信用リスクを負っている。「市場型間接金融」は金融機関に集中していた信用リスクを市場(投資家)に分散させるシステムである。銀行から借り入れをするという意味では伝統的な間接金融と変わりはないが、金融機関が負担しなければならない信用リスクを減少させることができる。

- 5 1990年代以降の市場型間接金融を巡る議論において以下の3つの内容が共通点として見出されている。1つめは多数の取引主体によって価格形成がなされる市場が中心的な役割を果たす場として存在すること、2つめは市場と「最終的な資金の供給者」または「最終的な資金の需要者」との間に金融機関が存在すること、3つめは資金需要者のリスクが幅広い資金供給者によって負担されること、以上の3点である。これらのことから、市場型間接金融は直接金融の市場性と間接金融の柔軟性を併せ持つ手法といえる。本節では、市場型間接金融の例としてCLO(ローン担保証券)とシンジケートローンを挙げ、その特徴と問題点について述べていく。

15 2-4-1 CLO(ローン担保証券) Collateralized Loan Obligation

資産担保証券の一種であり、金融機関が事業会社などに対して貸し出している貸付債権を証券化したものである。複数の融資債権をとりまとめ、その債権の元利払いを裏付けとして有価証券を発行(証券化)し金融市場(投資家)から資金を調達しようというものである。

- 20 東北大学鴨池治研究会金融分科会(2014)によると、市場型間接金融を取り巻く現状としては以下の三点が挙げられる。第一に2005年4月のペイオフ解禁により従来の預金性資産の絶対的保障がなくなり、預金者には預金以外での資産選択が求められるようになる。銀行側はこの変革に合わせて預金者に様々な資産運用の形を提示しつつあるが、これにより巨額の家計資産がどこに移転する
- 25 のかは市場型間接金融浸透のための鍵を握るといえる。第二に情報の非対称性が投資家の市場参入を妨げている現状がある。我が国における投資は一般的に危機回避的であり、デフォルトリスクの高い商品には手を出さない傾向にあるがそれは投資家自身の選考に起因するものでもあるが、むしろそれは情報の非対称性に起因するものとも考えられる。すなわち、投資家にとって健全な取引
- 30 が可能となる市場と十分な情報が提供されていないのが現状である。第三に市

場型間接金融により銀行側が結局のところ最もリスクの高い部分を負担し矛盾したシステムとなってしまう。

中小企業が CLO を利用するメリットとして大きく以下の 3 つが挙げられる。

① 金融市場(投資家)から資金を呼び込むことにより、資金調達の多様化が図れる。

5

② 将来、単独で社債発行等を行う前の直接金融の第 1 段階となる。

③ 無担保、長期の融資のため、資金繰りの安定化が図れる。

デメリットとしては、まだ事例や経験が少ないためリスクが不透明であるということ、また証券化によるタイムラグが生じるということが挙げられる。中小企業や金融機関、投資家に広く受け入れられるような土壌が整っていないのが現状といえる。

10

2-4-2 シンジケートローン(協調融資)

アレンジャーと呼ばれる幹事金融機関の取りまとめにより複数の金融機関がシンジケート団を組織し、同一の契約書に基づいて、同一の約定条件で行う信用供与と定義される。金融機関が個別に借入企業を審査して実行する従来の相対型貸出と異なり、複数の金融機関がシンジケート団を組織することでリスクが分散される。またすべての取引当事者の合意を必要とするため、融資条件の設定に客観性や透明性が求められる。

15

シンジケートローンのメリットとして、アレンジャーが融資条件を取りまとめて契約するため事務負担の軽減となる、また債権に比べて自由な取引条件の設定ができることが挙げられる。デメリットとしては、手数料(契約取りまとめ手数料・事務取りまとめ手数料)がかかること、金融機関側の意思決定は多数決によるため多数派の意見が推し進められてしまう危険性があることが挙げられる。

20

25

シンジケートローンは、企業が単独で複数の銀行を相手に融資を受けることから、アレンジャーに支払う取引コストよりも金融機関の利益を確保するためには、大口の融資である必要があった。現在では小口化も進んでいるものの、未だ中小企業の中でも中堅クラスの企業でなければ利用が難しいのが現状である。

30

みずほレポート(2006)のアンケートによると、中小企業では仕組みを理解できていない企業が多い。中堅企業、大企業で「金利・手数料が高い」と回答している企業が多い。現在ではこのアンケート実施時より理解が進んでいるはずではある。しかし同時に、中堅企業、大企業が高いと感じている金利・手数料は中小企業にとっても高いはずであるため、シンジケートローンは中小企業にはあまり向いていないといえる。

図表 6 シンジケートローンのデメリット・問題点(企業別) 単位：%

	中小企業	中堅企業	大企業
10 仕組みが理解できない	31.0	金利・手数料が高い	金利・手数料が高い
非親密銀行との取引発生	19.7	事務手数料が煩雑	厳しい契約条件
厳しい契約条件	19.1	厳しい契約条件	とくにデメリットはない
事務手数料が煩雑	14.9	非親密銀行との取引発生	非親密銀行との取引発生
金利・手数料が高い	14.3	とくにデメリットはない	事務手数料が煩雑

15 出典：みずほレポート「多様化が進みつつある中堅・中小企業の資金調達～みずほ総研アンケート調査からみたクレジットスコアリング貸出、ABL、シンジケートローン、CLO・CBOの現状と課題～」(2006)より筆者作成

第3章 中小企業支援政策の現状・金融政策の影響

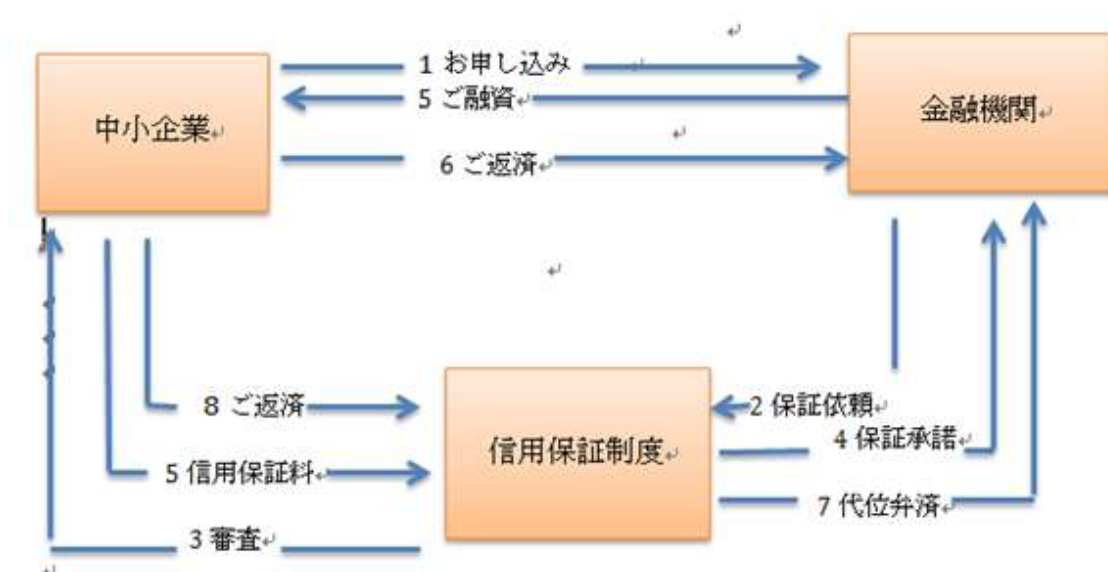
20 3-1 中小企業支援政策

3-1-1 信用保証制度

信用保証制度(以下、「保証制度」という。)とは、企業が金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会(以下、「保証協会」という。)がその債務を保証し金融機関のリスクを減少させることで、中小企業の資金調達を円滑に行えるようにすることを目的とした制度である。本制度を利用するには、資本金額または従業員数に制限があり、その制限は業種によって異なる。この制限は中小企業の定義とほぼ同じ数字であることから、保障制度は中小企業を主な対象とする制度であるといえる。保証制度の仕組みは以下の図の通りとなる。

30

図表 7 信用保証制度の仕組み



出典：大阪信用保証協会 HP より筆者作成

- 5 保証を受けた企業は、保証協会に対して信用保証料を支払い、その後金融機関に返済を行えばその時に、保証協会が代わりに金融機関に対し返済をする代位弁済が行われた場合は、後に保証協会に返済を行うことで保証付きの借入債務は終了する。保証制度では、企業に担保がなくても利用できる、個人事業主の場合は原則保証人が必要ないなどのメリットが存在し、また金融機関にと
- 10 っても保証が付くことにより債権の貸し倒れが起きた時の負担が軽減されるといった利点がある。全国信用保証協会によると、近年は 70 万件から 100 万件を超えるほどの保証承諾がされ、月別で見ると昨年度では毎月 4 万件から 8 万件ほどの保証承諾がされており、保証制度は広く利用されていることが分かる。
- 責任共有制度により、金融機関は「部分保証方式」または「負担金方式」を
- 15 選択することができ、信用協会から企業への貸付金に対し 80%、または 100% の保障を受けることができる。「負担金方式」を利用した場合は、信用協会により 100% の代位弁済が行われるが、後日金融機関が 20% の負担金を支払うこととなるため、実質的にはどちらの方式を選択しても金融機関は一定の負担がかかることとなる。この他にも、取引先企業の破綻による経営の安定に支障をきたしている企業や、災害を被った企業に対し別途の保証を行うセーフティネット保証や、東日本大震災により被害を受け、経営が不安定となっている企業を
- 20

保証する東日本大震災復興緊急保証などがある。これらの保証は救済的な意味合いを持ち、金融機関の貸付金に対し全額保証を行っており、現在の日本における保証制度は一定割合保証と全額保証が併存した状態となっている。

5 企業への資金提供を円滑化させている保証制度だが、その保証率の高さから金融機関がモラルハザードを引き起こす危険性が指摘されており、その中に審査、モニタリングの軽視が挙げられている。これは貸付金が保証されることで、金融機関は元本割れのリスクがなくなり、手間や費用を掛けてまで企業の審査やモニタリングをする必要性がなくなるといった内容である。その結果、企業の無謀な経営や怠慢に対して指導が入らず、経営の悪化を防ぐことができなくなる。よって、過剰な保証を行う信用保証制度では、企業に悪影響を与えてしまふ可能性があると考えられる。

3-1-2 諸外国との比較

15 岡田(2013)によると、日本と諸外国における保証制度の比較において、日本の制度の特徴は以下の2つであると挙げられている。1つ目は全額保証の設定であり、2つ目は大規模な保証実績である。

図表 8 各国の信用保証制度の概要

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
実施機関	信用保証協会	中小企業庁 (SBA)	ビジネス・イノベーション・技能省 (BIS)	保証銀行	全国保証基金 地方保証基金
保証限度額	2億円(普通保証)	500万ドル	100万ポンド	100万ユーロ	150万ユーロ
保証割合	80~100%	75~85%	75%	50~80%	40~70%
保証料率	0.45~1.9% (信用リスクに応じて 9段階)	2~3.75% (融資額によって 異なる)	2.0%	0.8~1.5% (州によって 異なる)	0.6~0.9% (資金使途・業種に よって異なる)
保証承諾実績 (フロー)	[2011年度] 約11.6兆円 86万9972件	[2011年] 約197億ドル (約1.58兆円) 53,688件	[2011年] 約3.6億ポンド (約461億円) 3,602件	[2011年] 約16.7億ユーロ (約1854億円) 7,282件	[2011年] 約88.3億ユーロ (約9801億円) 89,012件

(注) 1ドル=80円、1ポンド=128円、1ユーロ=111円で計算。

20 出典：岡田悟 「信用保証制度をめぐる現状と課題」(2013) より引用

日本では一般的に実質80%の割合で保証が行われているが、上述した通り条

件によっては全額保証も可能としている。一方、諸外国ではアメリカの 85%を最大とし、これを下回る割合で保証が行われている。全額保証を可能としているのは日本だけであり、諸外国では必ず一定割合を金融機関に負担させる仕組みとなっている。東日本大震災による被災からの復興のため、比較的多くの自然災害に見舞われる地理的要因など、全額保証を可能とする制度は日本特有の問題を対象とする部分があるため、単純な比較による評価は困難である。しかし、多大な保証は金融機関のモラルハザードを引き起こし、貸出先の企業に悪影響を与える可能性がある。企業の支援が目的である以上、制度が利用されることにより企業に不利益が生じてしまう状況は極力避けるべきである。よって、全額保証については保証率の引き下げを検討し、諸外国と同様に一定割合を金融機関に負担させることが望ましいと考えられる。

保証実績について見ると、諸外国の中でも比較的多額の保証を行っているアメリカに対し、日本はその約 7 倍の額を保証している。また保証件数は最も多いフランスと比較しても約 10 倍あり、日本の保証実績は大規模なものであることが分かる。日本では多くの企業に保証を行うことで資金供給を円滑化させているが、全国信用保証協会連合会によると近年は毎年、数万件の企業に対し代位弁済を行っており、代位弁済の件数も少数でないことが問題となっている。

信用保証により資金繰りの改善がされても、企業の経営が改善されない限りは根本的な問題の解決にならず、むやみに企業を延命させるだけに止まってしまう。本来ならば淘汰される企業が延命されると、市場に悪影響を及ぼし健全な企業にも波及することとなる。また金融機関のモラルハザードが起きた場合、企業に対する外部からの指導がなくなるため、より問題は深刻化する。このように、過大な保証は企業の新陳代謝を抑制することとなり、市場に悪影響を及ぼすと推測される。

以上のことから、完全保証を可能としている現在の保証制度では、かえって中小企業に悪影響を与えかねない状況にあるといえる。また、諸外国と比較して多数の企業に保証を行っている日本は、企業の新陳代謝を遅れさせていると推測される。よって信用保証制度は今後、保証の範囲を縮小し、保証を行う企業をより厳格な審査をもって選別していくことが望ましいといえる。

3-2 中小企業の税制上の優遇措置

2013年12月24日に閣議決定された「平成26年度税制改正の大綱」は中小企業政策として中小企業投資促進税制の拡充を発表した。この節では「平成26年度税制改正の大綱」以前から行われている法人税率の減税、欠損金の繰越控除・繰戻還付、交際費課税の特例について現状を把握し、中小企業投資促進税制が中小企業税制をどのように改善していくか考察したい。

なお中小法人は資本金または出資金の額が1億円以下の法人、資本金または出資を有しない法人とする。①相互会社、②大法人(資本金または出資金の額が5億円以上の法人)、相互会社等の100%子会社、③完全支配関係にある複数の大法人に発行済株式等全てを保有されている法人、④受託法人は資本金1億円以下でも中小法人としない。

図表9 法人税率の区分

区分		所得	税率
普通法人	中小法人	年800万円以下の部分	15%
		年800万円超の部分	25.5%
	大法人(中小法人以外の法人)	全額	25.5%
	協同組合等	年800万円以下の部分	15%
	公益法人等	年800万円以下の部分	15%

15 出典：中小企業庁 「中小企業税制」(2013) より 筆者作成

① 法人税率の減税

法人税の税率は原則として25.5%である。中小法人の年800万円以下の所得の部分は15%と優遇されている。しかし東日本大震災の影響で復興支援に充てる財源確保のため、2012年4月1日から2015年3月31日までに開始する各事業年度の日から復興特別法人税として法人税額に10%が課税されることになった。よって中小法人の800万円以下の部分の所得の法人税の税率では16.5%となっていた。2014年4月の消費増税に伴って財源を確保することが可能になり、景気が回復してきたことも考慮して「平成26年度税制改正の大綱」によって復興特別法人税は1年前倒しで廃止となった。この改正によって中小企業の税負担が軽減され、経営圧迫を防ぐことが期待される。

② 欠損金の繰越控除・繰戻還付

欠損金の繰越控除とは欠損金が生じた際その事業年度において青色申告書を提出し、それに加えて欠損金が発生した事業年度の次の事業年度以後連続して確定申告を行っている法人に対して欠損金を9年間繰り越して控除することができる制度である。

- 5 欠損金の繰戻還付とは前事業年度の所得金額から欠損金を控除して計算した場合の法人税と実際に支払った法人税の差額について還付請求することができる制度である。

繰戻還付は①欠損金が生じた事業年度、その事業年度の前1年以内に開始した事業年度ともに青色申告書で確定申告をしていること、②欠損金が生じた事業年度の青色申告書を提出期限内に提出していること、③欠損金の繰戻による還付請求書を欠損金が生じた事業年度の確定申告書に添付して提出していることが適用条件である。

青色申告書とは個人事業者が確定申告をする際に税務署に提出しなければならないもので、記帳義務がなく、届け出が必要ない白色申告書と比較すると青色申告書は決算書を作成しなければならないといった厳格な書類であるといえる。青色申告書を作成した際のメリットは簡易簿記で提出した場合は10万円、正規の複式簿記で提出した場合は65万円の特別控除を受けることができる。

③ 交際費課税の特例

現状の税制上の原則では「交際費の損金不算入制度」が規定されているが、中小法人に限り、年800万円以下の交際費等の全額損金算入が認められている。ただし①社内飲食費ではないこと、②1人あたり5,000円以上であること、③飲食した日付・参加者名・人数・金額・飲食店名を記載した書類を保存することといった条件が設けられている。

「交際費課税の特例」については2012年12月24日の「平成26年度税制改正の大綱」で交際費等のうち飲食費の50%を損金に算入できることとされたうえ、現行措置を含めて2年延長することとされている。中小法人では現行措置と飲食費50%損金算入措置との選択適用ができる。

交際費を損金算入として計上することで損金の額が大きくなり、税金がかからなくなるといったメリットがある。

- 30 ④ 中小企業投資促進税制

中小企業投資促進税制は「中小企業者等が機械等を取扱した場合の特別償却又は法人税額の特除」といい、機械装置等の対象設備を取扱や制作等をした場合に取得価格の30%の特除償却又は7%の特除控除が選択適用できる制度である。

- 5 「平成26年度税制改正の大綱」で生産性の向上に資する設備の投資について①特別償却割合30%を即時償却に、②個人事業主、資本金3,000万円以下の法人について特除控除割合を7%から10%に、③資本金3,000万円超1億円以下の法人に7%の特除控除を適用することとした上で適用期間を3年延長することとされている。
- 10 中小企業投資促進税制は中小企業の投資を促すために設けられた制度であり、特別償却または特除控除を認めることで成長の見込みがある中小企業が積極的に機械を取扱することができるようになる。特別償却は初年度の特除償却が大きくなり、内部資金をその期に手厚くできる。特除控除は絶対的な法人税額の特除であるため、長期的な資金繰りを考えると有利になる。さらに先端設備、
- 15 生産ラインを獲得・改善をすることで中小企業の利益増加につながることを期待される。

3-2-2 中小企業投資促進税制の上乗せ措置

- 「平成26年度税制改正の大綱」で中小企業の投資を活性化させるため、生産性向上に資する設備について税制優遇の上乗せ措置が設けられている。
- 20 生産性が向上に資する設備とは「先端設備」または「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」の要件のいずれかを満たす設備である。「先端設備」については設備メーカーが工業会等において先端設備の要件を満たしているか確認して工業会から証明書を発行してもらう、「生産ラインやオペレーションの
- 25 改善に資する設備」については税理士または公認会計士が内容を確認した投資計画について設備投資による効果として年平均の投資利益率が5%以上となることを見込まれることにつき、経済産業大臣の確認を受けたものであること、得価格要件を満たしていることといった適用条件がある。

- 「先端設備」または「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」を
- 30 中小企業事業者が判断する必要はなく、工業会または公認会計士・税理士が判

断するのでより説得力が増し、制度を受けやすい。「平成 26 年度税制改正の大綱」によって中小企業投資促進税制が強化され、いっそう中小企業が優遇を受けられるようになった。

- 5 以上の中小企業の税制優遇をみると、中小企業には多くの減税措置が設けられていることがわかる。特に中小企業投資促進税制は特別償却または税額控除が選択することができ、各中小企業の資金繰り、財務内容に応じて対応することができる。公認会計士・税理士が税制に介入することで、中小企業の経営状況、成長の可能性を把握することができ、信用力を強化できると考える。

10 3-2 金融政策について

- 15 第 2 次安倍内閣が打ち出す経済政策、所謂アベノミクスでは「大胆な金融政策」が政策の 1 つとして掲げられている。その内容として、円高の是正、2%のインフレーション(以下、「インフレ」という。)目標、無制限の量的緩和などが挙げられている。日本経済は長い間デフレーションが続いており、今回の政策による現状からの脱却は大いに期待されるものである。一方で、インフレの調整が行えない場合、物価高騰に歯止めが利かなくなってしまう恐れがあるといった問題点も指摘されている。ここでは政策内容の 1 つである量的緩和を中心に挙げ、現在計画と実行されている政策は中小企業金融にどのような影響を与え得るかを考察していく。

- 20 国内における景気が不安定となり、不景気に直面すると、景気を好転させるために金融緩和といった手法がとられる。従来の日本における金融緩和は、無担保コールレートと呼ばれる短期金利の変更を用いて金利の引き下げを行い、通貨供給量を増やすことで景気に好影響を与えようとするものであった。しかし現在の日本では、無担保コールレートはゼロに近い水準となっており、これ
25 以上の利率の引き下げは困難な状態にある。そこで、次にとられた手法が通貨供給量そのものを対象とした量的金融緩和政策である。

- 30 金融機関は、日本銀行に設けた口座にある当座預金残高の額によって融資を行う範囲が決定される。そのため、この当座預金残高を増やすことにより、金融機関の貸出可能額が増加し、金利の低下を促すことが可能となる。このように通貨供給量の調整を通じて金融緩和を試みる政策が量的金融緩和政策であり、

日本銀行が公開市場操作を行い、市場にある債券の売買を通じて通貨供給量を調節することで達成されるものである。

5 こうした政策により金融機関は保有資金が増加するため、多くの貸出先を求めようになり、以前は融資を受けられなかった企業に対しても資金提供が行われる可能性が増加すると考えられる。保有資金の増加によりリスクを選択する余裕がでるためである。また、企業にとっては借入の際の利率が低くなるため、負担が軽減され資金繰りが安定しやすくなる、設備投資を行いやすくなるといった利点がある。

10 以上の点から、量的金融緩和を行うことは中小企業金融にとっても資金の供給を行いやすくさせる要因を含むため、有意義な政策であるといえる。

金融政策は成功を収めれば上記のような効果をもたらし、好影響を与える。しかし、政策は予定通りに進行するとは限らない。仮に日本銀行が通貨供給量の調整に失敗し、市場に資金を過度に流通させてしまうと急速なインフレが訪れ、物価が実体経済と大きく離れてしまう。こうなると将来の動向を予測することが困難となり、不確実性が高まることから消費や投資が抑えられ、企業の活動を停滞させることとなる。多くの企業の信用力が低下し安定性を欠くこと
15 となると、金融機関が業界全体に不信を抱き始め、貸し渋りが行われるようになる。これにより、比較的信用力が低い中小企業は特に資金繰りが困難となるため、金融政策はより慎重に行う必要があるといえる。

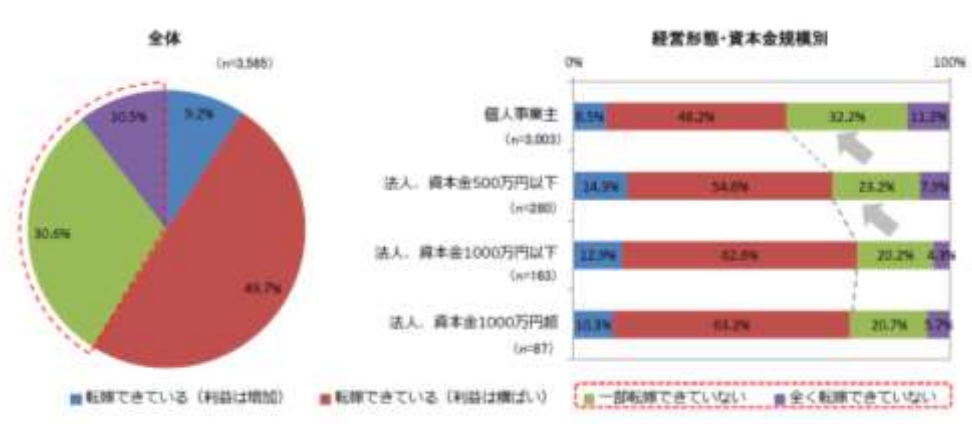
20 以上のように、金融政策はその結果次第で中小企業金融に好影響、悪影響のどちらも及ぼし得る繊細なものである。デフレーションからの脱却は長く続く日本の不況を打開する重要な目標であるが、急速に展開すると別の問題が発生することとなる。現在の目標インフレ率は2%と比較的安全な水準としているが、突発的なインフレなどには即座に対応しなければ調整が困難となるため、
25 政府や日本銀行は日々注意を払うことが望ましいといえる。

3-3 消費税と法人税

2014年4月1日から消費税が8%に増税され、中小企業の経営に影響を与えている。全国商工会連合会の「中小・小規模企業における消費税の価格転嫁等
30 に係る実態調査（第1回）結果報告書」（以下、「報告書」とする。）によると、

4月以降、増税分の8%を商品に「転嫁できていない(10.5%)」、「一部転嫁できていない(30.6%)」と4割を上回る中小・小規模事業が増税の対応に苦しんでいる結果となっている。また、今後の転嫁状況の見通しとして消費税10%への引き上げを想定したものは、課税売上高1,000万円以下の小規模企業では、「今後も転嫁できない(11.5%)」、「転嫁できるかどうかわからない(37.3%)」で約5割を占めた。仕入にかかる消費税の増税分が利益の減少に直結し、経営が圧迫されている状態である。

図表 10 価格転嫁の状況—全体、経営形態・資本金規模別



10

出典：全国商工会連合会 「中小・小規模企業における消費税の価格転嫁等に係る実態調査(第1回)結果報告書」(2014) より引用

経営形態・資本金規模別にみると、個人事業主や資本金規模の小さな事業者、そして売上規模の小さな事業者ほど、増税分を転嫁できていない。従業員規模が小さいほど売上規模が小さい割合が高いため、多くの個人事業主や資本金規模の小さな事業者は中小企業に比べて経営が困難を極めていると推測できる。また、飲食業やサービス業などの主に最終消費者を相手に事業を営んでいる業種において、消費税引き上げ分を転嫁できていない割合が高い。これは顧客が飲食やサービスなど比較的低価格である分値上がりに対して抵抗を感じてしまうのではないかとという企業側の恐れ、競合相手との競争が激しく安易な値下げができないなどといったことが理由であると考えられる。

20

有効な転嫁対策としては、「商工会の経営相談・セミナー等」、「政府の広報活

動(CM やポスター等)」が挙げられており、民間と政府両方の対応が求められている。さらに、供給事業者が事業者から転嫁拒否等の行為を受けた場合については、「商工会の窓口相談等を利用する」が 63.2%と最も多く、中小・小規模企業の相談相手として、商工会の存在は大きいと言える。それに対して、

5 「取引先との関係を維持するため、自社の利益を圧縮する等の経営努力で対応」が 23.2%あり、自らの身を削っている企業も一定数存在する。

問題となっているのは増税に伴う転嫁だけではない。現在、与党内で生活必需品にかかる消費税負担を軽減し、かつ、購入頻度の高さによる痛税感を緩和するとの観点から絞り込むべきとの考え方のもと飲食料品分野を対象として軽減税率を消費税 10%に増税する際に同時に織り込もうと想定している。しかし、

10 これには問題がある。「報告書」におけるアンケートの結果は、「記帳の事務負担(35.1%)」、「インボイス発行の事務・費用負担(28.9%)」、「軽減税率の対象になるのか判断が大変(28.1%)」となっており、事業者の事務負担に対する不安は大きい。特に個人事業主は 9 割超が商工会等の支援を受けつつ自ら帳簿の作成等を行っており、軽減税率に対する負担を背負いやすい状況となっている。

15 軽減税率への対応としても「特になし(47.5%)」と答えた企業が最も多く、具体的なイメージがまだできていない企業も多くあることが伺える。また、「負担が大きいため廃業を検討する(5.4%)」と回答している企業もあり、小規模企業の廃業が助長されてしまう恐れがある。以上のことから、現在消費税の増税により経営が苦しくなっている中小企業が増税に伴う軽減税率にも大きな負担を与えられてしまうことが予測される。

20

消費税の段階的引き上げが検討される一方で、同時に法人税の減税が検討されている。政府は 34.62%の法人実効税率を 2015 年度から引き下げる方針である「経済財政運営と改革の基本方針 2014 について」を発表した。企業の競争力を高めることを目標として、現在アメリカに次ぎ世界 2 位の法人税の高さを持つ日本だが、企業の競争力を高めることを目標として法人実効税率を国際的な水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手し、数年で法人実効税率を 20%台まで引き下げることを構想している。しかし、法人税の減税が中小企業に対して効果的ではないと考えられる。現在は中小企業の法人税の支払いは、確かに一部中小企業には軽減措置がなされているのだ

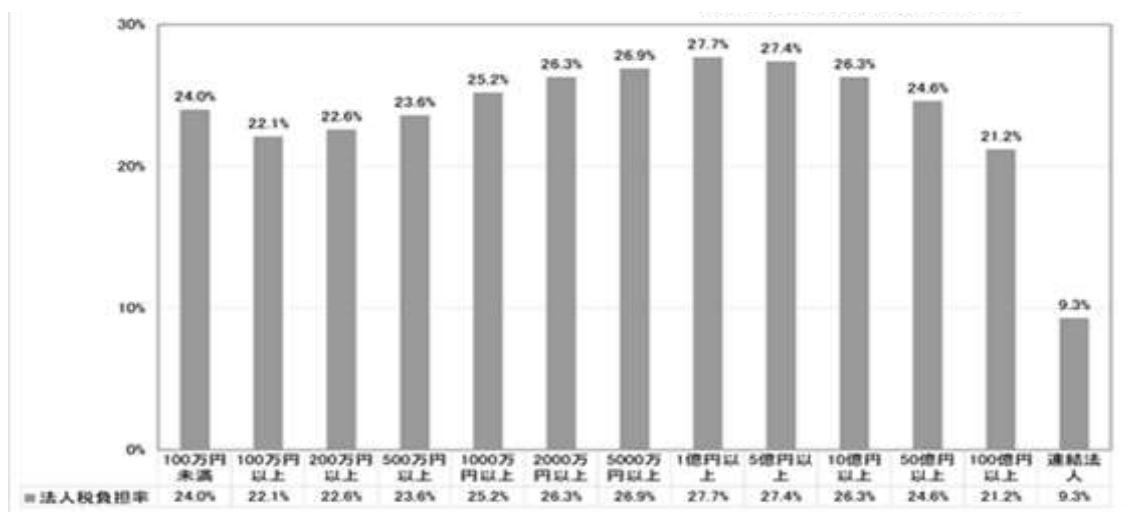
25

30

が、消費税の増税と法人税の減税は中小企業に打撃を与え、大企業が恩恵に与ることとなる。なぜなら、さきほど述べたように増税に伴い中小企業は経営を圧迫されているのに対して、大企業は法人税が減税されることにより少ない影響で済むと考えられる。図表 11 を見ると、現状は大企業が小さな税負担で中

5 小企業が大きな税負担を負う逆累進構造となっている。

図表 11 資本金別法人税負担率



出典：税経新人会全国協議会 「なぜ大企業の法人税は中小企業よりも軽いのか—法人税の逆進性の解明—」 より引用

10

資本金 1 億円から 5 億円で負担率がピークとなり、それを過ぎると企業規模が大きくなればなるほど負担率が低くなっているのだ。消費税の増税と法人税の減税という組み合わせは少なくとも中小企業にとってあまり好ましくない政策といえる。

15

第 4 章 直接金融の拡充と信用力増強についての提言

中小企業ほど資金調達先を金融機関に依存する傾向にあることは第 2 章で述べた通りである。中小企業が直接金融によって資金調達を行えない主な理由は、情報の公開が比較的不十分であることや信用力が低いためであった。現在は多くの中小企業が信用保証制度を利用することで資金調達を行えているが、第 3 章で述べた通り、保証が過大になるとかえって中小企業に悪影響を与えること

20

となってしまう。そのため、今後は保証の範囲を縮小することが望ましく、そうした場合、中小企業は自己の信用力によって資金調達を行う。つまり、直接金融を利用する必要がある。

信用力が低いことで資金調達が困難となる根本的な原因は、債権の貸し倒れ
5 によって資金供給者が損失を被る可能性が高いことにある。安全性を重視して
資金の運用をする者にとっては損失を出すことを避ける必要があるため、極端
にリスクの高い企業には投資ができない。そこでこの損失を軽減する方策をと
り、資金供給者の負うリスクを減少させることができれば、ある程度の信用力
の低い企業に対しても投資家や金融機関からの資金調達が可能になると考えら
10 れる。信用力が増強されることで直接金融では投資家からの評価が得られ、様々
な形で投資家からの直接投資が可能となり得る。また間接金融では銀行の融資
を受けやすくなる。このように中小企業の資金調達の根本的な「信用力」とい
う問題を改善することが資金調達の多様化につながると考えられる。

本稿では上記の要件を満たすことで中小企業においても直接金融による資金
15 調達の拡充を図ると同時に中小企業の信用力増強の促進を挙げ、今後の中小企
業金融のあり方について提言する。

なお、対象は零細・小規模企業とする。

4-1 エンジェル税制の拡充

20 4-1-1 エンジェル税制について

経済産業省によると、エンジェル税制とはベンチャー企業への投資を促進す
るためにベンチャー企業へ投資を行った個人投資家に対して税制上の優遇措置
を行う制度であり、個人投資家は投資時点、株式売却時点のそれぞれの時点に
おいて、税制上の優遇措置を受けることができる。エンジェル税制は平成 9 年
25 度の税制改正によって創設され、さらに平成 20 年度の税制改正では所得控除
制度が追加され、投資した年に受けられる優遇措置として優遇措置 A と優遇措
置 B の要件が設けられた。未上場ベンチャー企業株式売却によって売却損失が
発生した場合、その年の他の株式譲渡益と通算できるだけでなく、その年に通
算しきれなかった損失においては翌年以降 3 年間順次株式譲渡益と通算ができ
30 る。平成 26 年現在では以下のように企業に対して要件が制定されている。

図表 12 エンジェル税制の対象要件

創立(設立)年数	優遇措置	
	優遇措置A	優遇措置B
	創立3年未満の中小企業者であること	創立10年未満の中小企業者であること
投資した年に受けられる優遇措置	(対象企業への投資額-2,000円)をその年の総所得額から控除	対象企業への投資額全額をその年の他の株式譲渡益から控除
売却した年に受けられる優遇措置 (売却損失が発生した場合)	損失を翌年以降3年間の繰越控除	損失を翌年以降3年間の繰越控除

出典：経済産業省より筆者作成

5

エンジェル税制の対象となる中小企業者(株式会社)の定義は中小企業基本法の2条で定められている中小企業者と同様の定義である。また創業期(設立10年未満)の中小企業者であること、研究開発や市場開拓等のために、相当程度の費用を支出している会社であることとされている。

10

中小企業はエンジェル税制を利用するにあたり、経済産業省のホームページにて会社名を公開することができる事前確認制度がある。事前確認制度はベンチャー企業がエンジェル税制の対象であるか否か確認でき、個人投資家にエンジェル税制適用企業であることを示すことができるため、信用を得やすいといったメリットが存在する。

15

エンジェル税制を適用するためのプロセスは、企業はエンジェル税制対象が可能か否か確認する必要がある。そのために事前確認制度が存在するが、利用しない場合でも確認できる。対象となった企業には経済産業大臣から確認書が交付され、企業はこの確認書の他、確定申告時に必要な書類を投資家に交付する。投資家はこれをもって確定申告を行い、税制上の優遇措置をうけることになる。

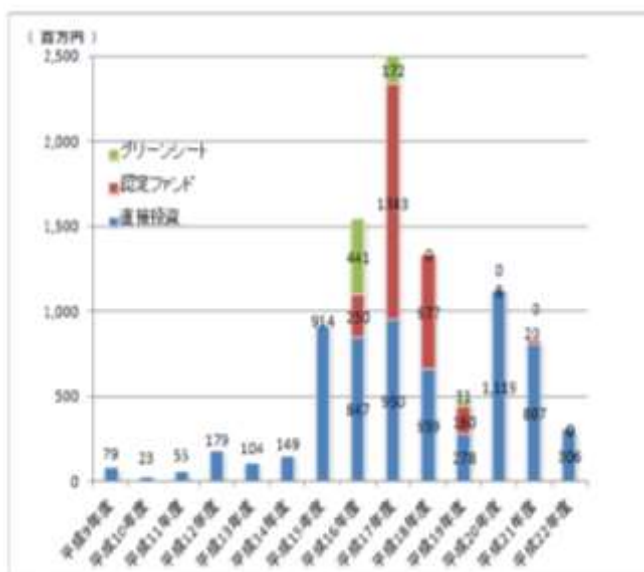
20

エンジェル税制の投資家のメリットは投資時点、売却時点に所得税に対する減税が受けられる。企業側のメリットは投資家を獲得することができる、銀行からの借り入れ以外に資金調達をすることができるという点が挙げられる。エンジェル税制は投資家が直接企業に投資をすることを促すと考えられる。

個人投資家の投資方法として①直接投資、②認定投資事業有限責任組合経由(投資ファンド)、③証券会社経由(グリーンシートエマージング銘柄)がある。投資家個人が判断する直接投資より経済産業省が認定した認定投資事業有限責任組合や証券会社が投資に介入することによって適切な投資が行えると考えられる。投資ファンド、グリーンシートは平成16年度から成長し、発展途上であったがリーマンショック、デフレの影響による株式市場全体の景気低迷によって認定ファンドの機能低下、グリーンシート市場自体も低迷した。この要因から平成17年度から19年度まで投資額が減少したと考えられる。平成20年度に税制が改正され、一時的に11億1,900万円と直接投資額が増加したが、平成22年度では直接投資額が3億500万円で、投資ファンド、グリーンシートによって投資が行われていない。

認定投資事業有限責任組合、グリーンシート市場が発達しなかった理由として上記の理由のほか、認定投資事業有限責任組合は申請・手続きの複雑さ、認知度の低さ、制度の煩雑さが、グリーンシート市場は非上場企業株式を対象とした市場であり、リスクの不安さが問題点として存在した。これらの要因から認定投資事業有限責任組合、グリーンシート市場を利用して投資を行っていくことは困難であると考えられる。

図表 13 ベンチャー企業政策について



20

出典：経済産業省(2011)より引用

4-1-2 エンジェル税制、事前確認制度の成功例

経済産業省 HP に「創業初期の資金調達術」の資金調達の成功した 7 つの事例が掲載されている。ここでは事例として「公的支援制度を組み合わせた効果的な資金調達を実現」を挙げる。

- 5 ビーコア株式会社(以下、「ビーコア社」という。)は自動認識技術「カラービットコード」を開発し、実用化を目標とした企業だ。ビーコア社はまず経営コンサルタントおよび個人投資家との交流会によってエンジェル税制を知り、利用するきっかけを得た。既存株主にエンジェル税制が知られていなかったため、事前確認制度を利用して既存株主の理解と増資促進、さらに新たな株主を 2 人
- 10 獲得した。またビーコア社は新連携制度において事業計画が認定され、補助金を受けていたため、エンジェル税制の投資が加わったことにより、迅速に開発資金を調達することができたという。

- この事例から、中小企業はまずエンジェル税制をコンサルタント、投資家交流会などによって知る必要があると考えられる。また事前確認制度を利用する
- 15 ことで個人投資家に企業を理解してもらうことが重要であることがわかる。

4-1-3 エンジェル税制の利用状況・認知度

経済産業省によると、「エンジェル税制の利用状況の推移」をみると投資額は年々増加しているが、投資件数自体は減少している。

20

図表 14 エンジェル税制投資額と投資件数の推移

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
投資額 (百万円)	845	799	998	795	1,482
投資件数	74	51	51	44	49

出典：経済産業省「平成 27 年度税制改正(租税特別措置)要望事項(新設・拡充・延長)より引用

25

また、野村総合研究所の「個人投資家によるベンチャー企業等への投資活動の実態に関する調査 報告書」によると、エンジェル税制の認知状況において「制度の内容まで知っている」32.8%、「制度の内容は知らないが、名前は聞いて

たことがある」32.2%、「知らない」35.0%という結果になっている。実際にエンジェル税制を利用した人はエンジェル税制を認知している人の3割弱（29.5%）に過ぎず、活用したメリットは「控除により減税が得られた」が69.1%と圧倒的だった。

5 一方でデメリットは「確定申告を行わなければならない」21.8%、「エンジェル税制のパンフレットや資料が分かりにくい」が18.2%という回答がある。またエンジェル税制を利用しなかった理由(エンジェル税制を認知しているが利用していない人)は「未上場株式に投資をしたことがない」が40.9%と最も多かった。

10 この調査結果より、エンジェル税制を「制度の内容まで知っている」または「制度の内容は知らないが、名前は聞いたことがある」人が多いにもかかわらず、実際に活用するとなると未上場株式に投資することの不安さ、制度の複雑さ、申請・手続きの煩雑さが投資決行に歯止めをかけているということが考えられる。

15

4-1-4 諸外国との比較とエンジェル税制拡充へのアプローチ

この節でエンジェル税制に対して我々は

①所得控除から所得税額控除へ変更、損失繰越の延長

②エンジェルネットワークに伴うエンジェル税制の拡充

20 を提言していく。はじめに「①所得控除から所得税額控除へ変更、損失繰越の延長」を考察する。

日本のエンジェル税制は所得控除が原則となっている。しかし累進課税が設けられているため、高所得者には節税効果が大きいが、低所得者が受ける便益は小さいという格差が生じると考えられ、改善する必要がある。

25 各国のエンジェル税制概要をみると韓国を除いて「所得税額控除」が基本となっている。米国では州単位で控除が設けられているが、イギリスは投資額の20%、フランスでは投資額の25%が税額控除として認められている。税額控除は所得水準に関係がないので、投資額の一定割合について節税効果を得ることができるというメリットがある。

30 さらに諸外国と大きく異なる点として、日本は損失繰越が3年間であるのに

対し、米国、イギリスは無期限である。中小企業が中長期的な成長を遂げるために長期的な視野を持って支援していくべきであると考える。

図表 15 各国のエンジェル税制概要

		日本	米国	イギリス	フランス	韓国
投資 株式 時点	所得控除	投資額-2,000円 (設立3年未満)	-	-	-	投資額の10%
	所得税額控除	-	(州政府が実施。 50%以上の控除も)	投資額の20%	投資額の25%	-
	他の株式譲渡益 からの控除	投資額 (設立10年未満)	投資額	投資額 (税額控除と併用可)	-	-
譲渡 株式 益	保有年数	3年以上	5年以上保有	3年以上保有	8年以上保有	5年以上保有
	非課税額	譲渡益1/2非課税	譲渡益1/2非課税	譲渡益非課税	譲渡益非課税	譲渡益非課税
譲渡 株式 損	損益通算の対象	他の株式譲渡所得	他の所得	他の所得	他の所得	-
	損失繰越	3年間	無期限	無期限	5年間	-

5

出典：日本経済研究センターより引用

次に「②エンジェルネットワークに伴うエンジェル税制の拡充」について述べる。

- 10 エンジェルネットワークとは投資情報の取得やベストプラクティス・ノウハウなどの交換のための個人投資家の共同ネットワークである。エンジェルネットワークのメリットは起業家と投資家のマッチングが効果的に行える、他の投資家と情報共有、ノウハウの向上によって適正な投資先を判断できる、個人で投資を行うよりリスクを軽減できるという点がある。一方、課題点は運営費が
- 15 賄えない、メンバー間の協力がないと共同体として活動できないといった点が存在する。

- 株式会社テクノロジーサーチ研究所の「平成 20 年度エンジェルネットワークの形成促進に関する調査報告書」によると、米国においてエンジェルネットワークが発達していると述べられている。米国州政府によるエンジェルネットワークの支援として、上記に述べた所得税の税額控除の他にエンジェルネットワー
- 20

ク支援機関等を設立し、支援機関に資金提供を行っている。代表例として以下の州が挙げられている。

図表 16 州政府によるエンジェル支援機・プログラムの代表例

州	機関・プログラム名	州政府からの資金
ウィスコンシン	Wisconsin Angel Network	30 万ドル
ワシントン	WTC Angel Network	25 万ドル
ペンシルバニア	Pennsylvania Angel Network	35 万ドル

5

出典：株式会社テクノリサーチ研究所より引用

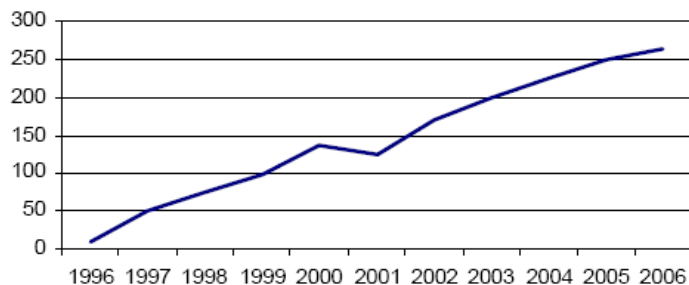
エンジェルネットワーク支援機関の具体的な活動は投資家や起業家に対する教育プログラムの実施、新たなエンジェルネットワークの立ち上げ、エンジェル投資に関するセミナーの実施、投資動向に関する情報提供、申請・手続きの手助け、起業家に対して決算書・事業計画書作成の助言、投資家とのマッチングを行う、といった様々な活動がある。エンジェルネットワーク支援機関の活動により、エンジェルネットワークがより強化され、投資家が個人で情報収取・投資決行を行うより、さらに効率的に適切な投資が行えるようになる。

10

15

実際に米国のエンジェルネットワークの数の推移をみると、1996年から2006年の10年間で大幅に増加していることがわかる。

図表 17 エンジェルネットワークの数の推移(1996～2006 年)



20

出典：株式会社テクノリサーチ研究所より引用

日本のエンジェルネットワーク主体はエンジェル団体、商工会議所、NPO 法

人など様々である。しかし現状ではエンジェルネットワークが存在するのにもかかわらず、エンジェルネットワーク支援機関が少ない。そこで新たにエンジェルネットワークを利用してエンジェル税制を拡充していくために、米国のようなエンジェルネットワーク支援機関を設立し、国または都道府県単位が運営資金を提供する仕組みを作る。投資家のエンジェル税制において最大の利点は所得控除だったが、ネットワークを利用するにあたり情報を取得、情報活用ノウハウが身につく、他の投資家を投資活動に参加させられる。企業側はネットワークを通してエンジェル税制の制度を認知、その結果投資されやすくなる。

このエンジェル税制と一体となったエンジェルネットワークの拡大は投資家と企業双方に大きなメリットがある。また支援機関は米国と同じような活動を提供することで投資家により投資が行いやすい環境を与える。一方企業は決算書・事業計画書の作成を助言してもらえることで定性的な面でも投資家から信頼のある評価をしてもらえる。

以上の考察から我々の提言である

- 15 ①所得控除から所得税額控除へ変更、損失繰越の延長
 - ②エンジェルネットワークに伴うエンジェル税制の拡充
- はエンジェル税制の改善において有効な手段であると考えられる。

4-2 信用力増強についての提言

20 中小企業は信用が低いため、間接金融による資金調達はもちろん、より信用が必要となる直接金融による資金調達を行うことは非常に困難である。そこで、エンジェル税制の拡充を行うことで直接金融による資金調達の方策について述べた。しかし、資金調達方法を改善するだけでは現在の問題を先送りする形となり、将来に渡って資金繰りの改善が必ずしもされるわけではないことは第2章で述べた通りである。根本的な解決のためには中小企業の経営を改善し、信用力を高める必要がある。中小企業が信用力を高めるためには、中小企業の経営を見つめ直し、中小企業自身が再生、改善、成長していくことが必要となる。そこで、中小企業が信用を高めるために経営改善計画書を有効利用していく事を提案する。

経営改善計画書とは、企業が返済猶予を金融機関に依頼する時に必要なもので、今後の予想損益計算を作成した書類のことである。これは金融円滑化法によって、なるべく企業の貸し付け条件の変更を受け入れる代わりに、企業へ作成を義務づけるものであった。本来ならば、猶予を受けてから金融機関に対し
5 1年以内に経営改善計画書を提出しなければならないはずであったが、企業によっては提出を行わないケースも存在した。また作成はしたものの、精度の低い計画書等が存在し、経営改善計画書が有効に活用されたとはいえない状況であった。平成25年に金融円滑化法が終了したが、金融庁による「中小企業円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針」や、金融機関の声明によって、円滑
10 化法の実質的な延長が行われたことにより経営改善計画書は今後も重要な資料となり得ると考える。

金融機関は経営改善計画書を利用して企業の状況を判断できるため、精度の高い計画書は融資を決定する際の重要な資料となる。しかし、企業の状態により、提出する経営改善計画書の精度は変化する。初めに「金融機関への経営改善計画」があり、これより精度を高めたものが「中小企業再生への経営改善計画」となり、特にマニュアルに準拠した者を「実現可能生の高い抜本的な経営改善」と呼ぶ。特に、これからは「実現可能性の高い抜本的な経営改善」(以下、
15 実抜計画とする。)の提出が猶予を貰うためには必要になる。

そこで「実抜計画」について詳しく述べていく。「実現可能性の高い・・・」
20 には3つの内容が意味付けられており、①経営の実現に必要な関係者との同意が得られていること、②計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を越える追加的支援が必要と見込まれる状況ではないこと、③計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていることの3つである。また「抜本的な・・・」という部分は「概ね5年以内に当
25 該債務者が正常先となる経営改善計画が策定されていれば破綻懸念先から要注意先以上へのランクアップが認められる」ということを意味する。中小企業にとって「実抜計画」は、かなり目標の高いものとなり、事務的に大きな負担となる。しかし、以上のように経営改善計画書が非常に大事な位置づけとなっており、またこのように自社を改めて高い精度で見つめ直すことは、経営の把握

が確実となり、借り入れの際に金融機関と情報の非対称性が軽減することが考えられるため、経営改善計画書を積極的に取り組む必要があるといえる。

加えて、円滑化法の出口戦略として、平成 24 年 4 月 20 日には、中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえて「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」を策定して金融機関が中小企業へのコンサルティングを行うことを求めている。コンサルティングは過去分析や現状認識という課程を通じて将来の企業の経営指針や行動指針をアドバイスすることである。つまり、コンサルティングの内容を数値化、具体化したものが「金融機関への経営改善計画」だ。出口戦略では、中小企業に対して「中小企業再生への経営改善計画」や「実抜計画」を要求し、金融機関には、具体的に踏み込んだコンサルティングを行い、中小企業の計画書作成までに通じることを要請している。ここから双方が協力体制を取り、より精度の高い計画書を作成して経営の根本を見つめ直すことを促していることが分かる。

次に、中小企業はどのようにして精度の高い計画書を作成するべきかを述べる。中小企業は、経営の実態や持続可能性を的確に判断できないこともあり、金融機関が取引関係の中から情報蓄積に基づく状況判断を行うことを期待している。しかし、実際には金融機関の調査だけでは不十分なことも判明している。経営の改善・再生には融資管理の側面だけでなく、企業経営全般の実態把握が必要となるからである。つまり、専門性の高い分野においては、金融機関や中小企業だけでなく専門家が所属する支援機関も加わることにより、円滑的に作成が進行すると考えられる。

平成 25 年における、経営改善計画書を扱う認定支援機関は全国に 2 万 873 社存在する。この専門家として認定を受けた支援機関を利用した経営改善計画策定およびモニタリングの費用については、支援協内の「経営改善支援センター」に申告し、承認を得ることで、国から費用の 3 分の 2 の補助を受けることができる。さらに信用保証協会によっては残りの自己負担分を補助する制度もある。実際に企業が負担する金額は 5 万円から 10 万円程度となり、再生や改善が必要な中小企業の負担を軽減し、利用しやすいようになっている。また、「中小企業・小規模事業者の未来をサポートするサイト」、通称「ミラサポ」の専門家派遣補助事業を活用すれば、専門家の派遣において 1 回につき 3 万円、

合計 9 万円を「ミラサポ」補助でまかなうことができる。これは 3 分の 2 の補助金を国が支出する制度と併用できるので 3 回以内では、よりコストを抑えることが可能となる。事務的な負担やコストの負担を軽減し、専門家が計画書の策定を行うことで、経営者だけでは作成が不可能であると考えられる精度の高い計画書が提出できる。また、専門家の指導を仰ぐことで中小企業の経営者や財務担当者の教育が可能となる。

しかし、現状では上記にある費用の補助により、少ない負担で支援機関を利用することが可能であるが、平成 25 年 4 月では、利用実績が 2,000 件程度となっている。原因としては、大まかに情報の伝達と、事業者側のそもそもの意欲が挙げられる。情報の伝達としては、① 支援機関の情報や理解に対し、金融機関が十分でなく中小企業に支援機関の利用を促せない。② ①の状況の中では、中小企業自身が情報を積極的に取りに行かないと支援機関の情報が手に入らない。③ ①や②の状況の為に費用負担の軽減も理解出来ていない。事業者の意欲としては、① 長年にわたる経営困難の状態に経営者自身の意欲が失われている。② 経営者に必要性の認識がなく、追い込まれて初めて意識する。この問題の解決には、支援センターが経営者、金融機関の担当者を招いたセミナーを開くことが理想的である。直接指導することで分かりやすさが増し、その場で質問できるので理解度が高くなることが予想される。以上のことを行えば、情報は広まり、また必然的に経営改善計画書およびモニタリングに取り組む重要性が分かるだろう。

このコンサルティング目線で自らの企業経営を見つめ直し経営改善計画書を作成することは金融機関から借入を行う際にも非常に重要となってくる。金融機関としては、貸し出しを行いたいのに中小企業の情報が不透明であるために融資できないという現状があるので、企業の財務だけでなく抜本的な要素を含んだ情報を受け取れるのは大きな利点となる。情報の非対称性が薄れ金融機関から借入を受けやすくなると考えられる。中小企業が自らも努力することで信用力を身に付け、かつ金融機関、中小企業支援機関が協力することで経営改善計画書を有効利用して中小企業が根本的に再生、改善、成長することが可能になると考える。

終章

本稿では、第 1 章で中小企業の定義と社会における役割を挙げ、第 2 章では中小企業金融の現状について述べた。現状の課題として間接金融による資金調達
5 情報が主流となっていることや直接金融による資金調達が困難であることを挙げ、
情報の非対称性がもたらす影響や金融会陰活化法の終了による影響などについて説明した。第 3 章では現在行われている支援政策として信用保証制度、中小企業を対象とした優遇税制を挙げ、こうした政策により中小企業にどのような影響を与えたかについて述べた。また金融政策については現在計画、実行されている量的緩和について述べた。そして第 4 章では 3 章までに上げられた問題
10 点を踏まえつつ、比較的信用力が低い中小企業においても直接金融による資金調達を可能とし得る方策について述べた。資金調達が困難となる根本的理由は、資金供給者が負う貸し倒れリスクが高いことにあった。これを軽減する方策としてエンジェル税制を挙げた。設けた基準により投資額に応じた税額控除を行い、投資家が負う損失を減少させ、リスクの高い中小企業に対する投資を比較的安易に行えるように提案した。また、経営改善計画書を利用することで中小
15 企業の信用力を高める方策について提案した。

以上の方策を実行することで、資金調達先の多様化を可能とし、企業の信用力が高まることで、間接金融に依存した構造に変化をもたらし、中小企業金融の活性化を可能とすると考える。

20

参考文献

著書

- ・池尾 和人 (2010) 「現代の金融入門」筑摩書房
- ・石川 英文 (2012) 『地域中小企業向け貸出市場の現実』
- 25 ・翁 邦雄 (2013) 「金融政策のフロンティア」日本評論社
- ・今 喜典 (2012) 『中小企業金融と地域復興』
- ・中村 中 (2012) 「中小企業再生への経営改善計画」ぎょうせい
- ・前田 拓生 (2013) 『熟経済下における日本金融のあり方ー「豊かさ」を
実感できる社会のためにー』大学教育出版
- 30 ・渡辺 努、植杉 威一郎 (2008) 『検証 中小企業金融ー根拠なき通説』

論文

- ・一般財団法人 商工総合研究所（2013）「中小企業の借入構造」
- ・一般社団法人 中小企業診断協会（2014）「経営改善支援センター・金融機関等と連携した中小企業の実践的診断・支援マニュアル作成報告書」
- 5 ・井本 亨（2006）『立命館経営学「現代中小企業の資金調達の動向」』
- ・小野 有人 「中小企業向け貸出をめぐる実証分析：現状と展望」
- ・加藤 恒二 「青色申告制度の課題－所得税を中心に－」
- ・株式会社 ダブリュファイブ・スタッフサービス（2010）「エンジェル税制の利用促進に関する調査報告書」
- 10 ・株式会社 テクノリサーチ研究所（2009）「エンジェルネットワークの形成促進に関する調査」
- ・株式会社 野村総合研究所（2013）「個人投資家によるベンチャー企業等への投資活動の実態に関する調査－報告書－」
- ・木村温人「自治体主導の CLO のわが国における実態 - 大都市型から広域連携型への拡大の背景と問題点－」
- 15 ・経済産業省（2011）「ベンチャー企業政策について」
- ・経済産業省（2014）「生産性向上設備投資促進税制について」
- ・経済産業省（2014）「エンジェル税制について」
- ・経済産業省 中小企業庁（2011）「日本の中小企業政策」
- 20 ・国税庁（2014）「交際費等の損金不算入制度の改正のあらまし」
- ・国立国会図書館（2013）「信用保証制度をめぐる現状と課題」
- ・小谷範人「シンジケートローン市場と市場型間接金融」
- ・財団法人未来工学研究所（2011）「地域密着型企业におけるエンジェル税制活用可能性調査」報告書
- 25 ・信金中央金庫（2014）「中小企業再生・経営改善でのより効率的な支援機関の活用」
- ・全国商工会連合会（2014）「中小・小規模企業における消費税の価格転嫁等に係る実態調査（第1回）結果報告書」
- ・税経新人会全国協議会 「なぜ大企業の法人税は中小企業よりも軽いのか－法人税の逆進性の解明－」・中小企業金融公庫「証券化を通じた無担保貸付
- 30

のご案内～中小公庫 買取型 CLO（ローン担保証券）～」

- ・ 東京大学大学院経済学研究科 柳川範之「今後の市場型間接金融のあり方」
 - ・ 東北大学鴨池治研究会金融分科会（2004）「中小企業金融の再考 リレーシ
ョンシップバンキングと CLO」
 - 5 ・ 内閣府（2014）「経済財政運営と改革の基本方針2014について」
 - ・ 日本経済研究センター（2010）「起業社会に向けての金融の課題」
 - ・ 日本税理士会連合会 税制審議会（2012）「青色申告制度のあり方について」
 - ・ ベンチャー企業の創出・成長に関する研究会（2008）「最終報告書」
 - ・ 報道発表（2005）「資金循環における市場型間接金融の役割に関する研究会」
 - 10 報告書について
 - ・ みずほリサーチ（2003）「拡大を続けるわが国シンジケート・ローン市場 -
「市場型間接金融」活性化に向けた意義と課題 -」
 - ・ みずほレポート（2006）「多様化が進みつつある中堅・中小企業の資金調達
～みずほ総研アンケート調査からみたクレジットスコアリング貸出、ABL、
15 シンジケートローン、CLO・CBO の現状と課題～」
 - ・ MINATO あらかると 中小企業お役立ち大百科
 - ・ 村本孜（2014）「日本型モデルとしての中小企業支援・政策システム - 中小
企業金融を中心とした体系化 -」
 - ・ 明治良樹（2004）日本大学商学部 佐藤公久研究室金融分科会「中小企業金
20 融 ―中小企業金融と公的金融の関わり―」
- < HP >
- ・ 大阪信用保証協会 HP : <http://www.cgc-osaka-fu.or.jp/5min/>
 - ・ 経済産業省 HP : <http://www.meti.go.jp/>
 - ・ 公明党 HP : <https://www.komei.or.jp/>
 - 25 ・ 国税庁 HP : <https://www.nta.go.jp/>
 - ・ 東京商工リサーチ HP : <http://www.tsr-net.co.jp/>
 - ・ 財務省 HP : <http://www.mof.go.jp/>
 - ・ 税理士ドットコム HP : <http://www.zeiri4.com/>
 - ・ 全国信用保証協会連合会 HP : <http://www.zensinhoren.or.jp/index.html>
 - 30 ・ 中小企業庁 HP : <http://www.chusho.meti.go.jp/>